

# ひょうごパラスポーツ指導者協議会 会則

## 第1章 名 称

第1条（名称） 本会は、ひょうごパラスポーツ指導者協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

## 第2章 目 的

第2条（目的） 本協議会は、兵庫県におけるパラスポーツ指導者（以下「指導者」という。）の統括団体として、指導者の資質向上と指導者相互の連携を図り、もってパラスポーツの発展に寄与することを目的とする。

## 第3章 事 業

第3条（事業） 本協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 指導者相互の情報交換に関すること。
- (2) 県内のパラスポーツ振興事業への協力に関すること。
- (3) 指導者の資質向上のための講習会・研修会の開催に関すること。
- (4) その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

## 第4章 会員および活動登録

第4条（会員） 本協議会は、次の各号に該当する者を会員とする。

- (1) 公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下「パラスポ」という。）公認パラスポーツ指導者（指導者、トレーナー、コーチ）の資格を有する者で、パラスポ公認パラスポーツ指導者要綱に基づき、当該年度の登録を済ませ、且つパラスポに兵庫県または神戸市での活動申請を行なった者。
- (2) 本協議会役員会で推薦された者。

第5条（会費） 本協議会はパラスポからの助成を主な財源とし、これを事業運営費とするため、原則として無料とする。

2 事業運営のために、やむを得ず会員から会費を別途徴収する場合は、総会にこれを諮り承認を得なければならない。

## 第5章 権利・義務

第6条（権利） 会員は、総会に出席し、その議決権を行使することができる。

2 会員は、本協議会の事業に参加することができる。

第7条（義務） 会員は、本協議会の会則に従わなければならない。

## 第6章 役 員

第8条（役員） 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名 副会長 2 名 事務局長 1 名 事務局 若干名  
会計 2 名 会計監査 1 名 理事 15 名程度
- (2) 役員は本協議会の会員であることとする。

(3) 本協議会は、必要に応じて顧問を委嘱することができる。顧問は本協議会の会員でなくても推挙することができる。

第9条（選出） 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 役員の選出は自薦他薦を問わない。
- (2) 会長・副会長は、総会で選考し承認を得る。
- (3) 理事・会計・会計監査は、総会で報告する。
- (4) 顧問は役員会で選考し会長が委嘱する。

第10条（職務） 会長は本協議会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 会計は本協議会の会計を掌握する。
- 4 会計監査は本協議会の会計を監査する。
- 5 理事は業務を分掌する。
- 6 顧問は会長の諮問に応じて役員会および総会に出席して意見を述べることができる。

第11条（任期） 役員の任期は、2年とし再任は妨げない。

- 2 補欠役員の任期は前任者の残留期間とする。役員は任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

## 第7章 会 議

第12条（会議の種類） 本協議会の会議は、総会、臨時総会、理事会、委員会・部会会議とする。

第13条（総会）

1 性格と機能 総会は本協議会の最高議決機関であり、会長が招集し、出席者の中から議長を互選し、次の重要会務を審議決定する。

- (1) 会長・副会長の決定に関すること。
- (2) 決算および予算に関すること。
- (3) 事業報告と事業計画に関すること。
- (4) 本協議会会則並びに諸規定の制定および改廃に関すること。
- (5) その他の重要事項に関すること。

2 召集

- (1) 総会は毎年1回とし、会員定足数をもたずに開催することができる。
- (2) 臨時総会は、会長が認めた時、また総会出席者の過半数からの会議の目的を示し請求があった時、会長はこれを招集する。

第14条（理事会） 理事会は本協議会役員によって構成し、基本的重要事項の検討・協議を行う。

第15条（議決の採決） 会議における議案の採決は、過半数をもって議決し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

## 第8章 委員会・部会

第16条（目的） 本協議会の事業を遂行するため各種の委員会・部会を設けることができる。

第17条（構成） 委員会・部会は下記を定め、各委員長または部長1名、副委員長または副部長1～2名、委員・部員を置くことができる。

- （1）地域委員会
- （2）障害区分判定専門委員会
- （3）情報部会
- （4）研修部会

第18条（規定） 委員会・部会の規定・設置細則は別にこれを定める。

## 第9章 会計

第19条（経理） 本協議会の経費は、次のものによって支弁する。

- （1）補助金・助成金および寄付金
- （2）その他の収入

第20条（会計年度） 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

## 第10章 事務局

第21条（設置） 本協議会は会務執行のため事務局を設置し、会長監督のもとに運営する。

2 事務局は、神戸市西区曙町1070兵庫県立障害者スポーツ交流館に置くものとする。

第22条（事務局規定） 事務局の機構・内容については別に定める。

## 第11章 附則

第23条（細則） 本協議会会則施行に付随する細則は、役員会に諮り決定する。

## ひょうごパラスポーツ指導者協議会地域委員会設置細則

### 1 趣旨

ひょうごパラスポーツ指導者協議会地域委員会（以下、「地域会」という）は、地域におけるパラスポーツ推進に本会の会員が円滑に活動することを目的とする。

### 2 地域

兵庫県下地域を、阪神、神戸、東播磨、中播磨、淡路、丹波、但馬、北播磨、西播磨地域の9地域とする。

### 3 組織

本会は、次の役員を置き任期は2年とし再任を妨げない。

- （1）代表1名を置き、ひょうごパラスポーツ指導者協議会理事とする。
- （2）副代表1名を置き、代表を補佐し障害者スポーツ指導者協議会員とする。
- （3）事務局員1名を置き、本会の会務を担当する。
- （4）会計は上記3役の中から選任し、単年度毎に収支決算報告をする。また、その監査は代表が行う。
- （5）役員は健康上の理由、義務違反他役員たるにふさわしくない場合は解任できる。

### 4 会議

本会の議決は、出席した役員及び出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は代表が決定する。

### 5 経費

本会の運営経費は、ひょうごパラスポーツ指導者協議会からの活動費と各地域の他収入をもって充てる。

### 附則

- 1 この要綱は、平成28年6月11日から施行する。
- 2 令和5年4月1日一部改正

## ひょうごパラスポーツ指導者協議会障害区分判定専門部会細則

### （趣旨）

第1条 この細則は、ひょうごパラスポーツ指導者協議会会則（以下「会則」という。）第3条に規定する事業を円滑に推進するため、ひょうごパラスポーツ指導者協議会（以下「協議会」という。）の障害区分判定専門委員会（以下「委員会」という）の設置に関して必要な事項を定める。

### （事業）

第2条 委員会は、次の該当する事業内容を行う

- ① 各大会における障害区分判定に関すること
- ② 障害区分判定に係る講習会、研修会に関すること
- ③ その他、障害区分判定に関すること

### （委員）

第3条 各委員の選出は以下とする。

- ① 委員長は理事の中から選出し、会長が指名する。
- ② 副委員長は、委員会の決議により定める。
- ③ 委員は、理事会の決議を経たうえで、会長が指名する。なお、本協議会会員以外からも委員を指名できるものとする。
- ④ 委員の任期は、本協議会理事の任期と同じとする。ただし、再任を妨げない。

### （経費）

第4条 委員会の運営経費は、ひょうごパラスポーツ指導者協議会からの活動費とその他収入をもって充てる。

## ひょうごパラスポーツ指導者協議会研修部設置細則

### （趣 旨）

第 1 条 この細則は、ひょうごパラスポーツ指導者協議会会則（以下「会則」という。）第 3 条に規定する事業を円滑に推進するため、ひょうごパラスポーツ指導者協議会（以下「協議会」という。）の研修部（以下「部会」という）の設置に関して必要な事項を定める。

### （事業）

第 2 条 部会は、次の該当する事業内容を行う

- ①本協議会会員の資質向上に関すること
- ②本協議会員相互研鑽による交流、連携を図ること
- ③本県域において、パラスポーツ振興に連動することが期待される個人、団体、機関への講習会、研修会など
- ④指導者の活動功績を認める「スポーツ功労賞」に関わること

### （経費）

第 3 条 本会の運営経費は、ひょうごパラスポーツ指導者協議会からの活動費とその他収入をもって充てる。

### 附則

- 1 この細則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## ひょうごパラスポーツ指導者協議会情報部設置細則

### （趣 旨）

第 1 条 この細則は、ひょうごパラスポーツ指導者協議会会則（以下「会則」という。）第 3 条に規定する事業を円滑に推進するため、ひょうごパラスポーツ指導者協議会（以下「協議会」という。）の情報部（以下「部会」という）の設置に関して必要な事項を定める。

### （事業）

第 2 条 部会は、次の該当する事業内容を行う

- ①兵庫県内におけるパラスポーツ情報収集に関すること（大会、研修・講習会など）
- ②上記情報で本協議会会員に有効情報に関する配信（地域情報の更新状況、推奨）
- ③他都道府県におけるパラスポーツ振興に関する情報など
- ④本協議会「協議会だより」の編集と発刊に関すること
- ⑤本協議会ホームページの管理に関すること

### （経費）

第 3 条 本会の運営経費は、ひょうごパラスポーツ指導者協議会からの活動費とその他収入をもって充てる。

### 附則

- 1 この細則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。